

青森県報

号 外 第 五 十 四 号

平 成 二 十 五 年
七 月 十 九 日
(金 曜 日)

目 次

人 事 委 員 会

平 成 二 十 五 年 度 青 森 県 職 員 採 用 中 級 試 験 及 び 初 級 試 験 公 告 (議 員 誌) … 1

公 安 委 員 会

平 成 二 十 五 年 度 青 森 県 警 察 採 用 初 級 試 験 (編 集 部) 公 告 … (警 察 誌) … 1

人 事 委 員 会

平 成 2 5 年 度 青 森 県 職 員 採 用 中 級 試 験 及 び 初 級 試 験 公 告

平 成 2 5 年 度 青 森 県 職 員 採 用 中 級 試 験 及 び 初 級 試 験 を 次 の と お り 実 施 す る の で 、 人 事 委 員 会 規 則 6 - 1 5 (職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則) 第 1 0 条 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平 成 2 5 年 7 月 1 9 日

青 森 県 人 事 委 員 会 委 員 長 寺 尾 進

1 試 験 の 種 類 及 び 程 度

種 類	程 度
職 員 採 用 中 級 試 験 (以 下 「 中 級 試 験 」 と い う 。)	短 期 大 学 卒 業 程 度
職 員 採 用 初 級 試 験 (以 下 「 初 級 試 験 」 と い う 。)	高 等 学 校 卒 業 程 度

2 試 験 職 種 、 採 用 予 定 人 員 及 び 職 務 の 内 容

初 級 試 験 「 一 般 事 務 」 、 「 教 育 事 務 」 及 び 「 警 察 事 務 」 の 受 験 者 は 、 こ の 3 職 種 の 中 ち 第 3 志 望 まで 選 択 す る こ と が で き る が 、 こ れ ら の 職 種 と 「 総 合 土 木 」 、 「 栄 養 士 」 に 同 時 に 申 し 込 む こ と は で き ざ い 。

種 類	試 験 職 種	採 用 予 定 人 員	職 務 の 内 容
中 級 試 験	栄 養 士	4 人 程 度	県 立 学 校 若 し く は 市 町 村 立 の 小 ・ 中 学 校 又 は 教 育 行 政 機 関 に お い て 専 門 的 技 術 的 業 務 に 従 事 す る 。
	一 般 事 務	7 人 程 度	知 事 部 局 の 本 庁 又 は 出 先 機 関 に お い て 一 般 事 務 に 従 事 す る 。
	教 育 事 務	3 2 人 程 度	県 立 学 校 若 し く は 市 町 村 立 の 小 ・ 中 学 校 又 は 教 育 行 政 機 関 に お い て 一 般 事 務 に 従 事 す る 。
初 級 試 験	警 察 事 務	3 人 程 度	警 察 本 部 又 は 警 察 署 に お い て 一 般 事 務 に 従 事 す る 。
	総 合 土 木	3 人 程 度	知 事 部 局 の 本 庁 又 は 出 先 機 関 に お い て 専 門 的 技 術 的 業 務 に 従 事 す る 。

市 町 村 立 の 小 ・ 中 学 校 に 配 属 に な っ た と き は 、 当 該 市 町 村 の 職 員 の 身 分 で 勤 務 す る こ と に な る 。

3 受 験 資 格

(1) 中 級 試 験

昭 和 6 1 年 4 月 2 日 か ら 平 成 6 年 4 月 1 日 まで に 生 ま れ た 者 で 、 活 字 印 刷 文 に よ る 出 題 に 対 応 で き る 者 の 中 ち 、 栄 養 士 の 免 許 を 有 す る 者 又 は 平 成 2 6 年 3 月 3 1 日 まで に 栄 養 士 の 免 許 を 取 得 す る 見 込 み の 者 に 限 る 。

(2) 初 級 試 験

平 成 4 年 4 月 2 日 か ら 平 成 8 年 4 月 1 日 まで に 生 ま れ た 者 で 、 活 字 印 刷 文 に よ る 出 題 に 対 応 で き る 者

(3) 次 の い ず れ か に 該 当 す る 者 は 受 験 で き ざ い 。

日 本 の 国 籍 を 有 し ない 者 (栄 養 士 を 除 く 。)

地 方 公 務 員 法 第 1 6 条 に 規 定 す る 欠 格 条 項 の 中 ち 以 下 に 該 当 す る 者

ア 成 年 被 後 見 人 又 は 被 保 佐 人 (準 禁 治 産 者 を 含 む 。)

イ 禁 錮 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ 、 そ の 執 行 を 終 わ る まで 又 は そ の 執 行 を 受 け る こ と が な く な る まで の 者

- ウ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者
- 4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	場 所		合 格 率	発 表 方 法
		試験地	試験会場		
第1次試験 (午前9時10分)	9月29日(日)	青森市	青森県立青森東高等学校	10月11日(金) (予定)	合格者に書面で通達する。合格者番号、青森県庁及び各地域に掲示する。青森県職員採用案内ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html)
		弘前市	青森県立弘前高等学校		
		八戸市	青森県立立川工業高等学校		
第2次試験	10月下旬	青森市	青森県庁管内	11月中旬	

5 試験の種目及び内容

試験	種 目	職 種	内 容
第1次試験	教養試験	全職種	公務員として必要な一般的知識及び能力について、五択択一式による筆記試験の出題分野。なお、問題は下記「12出題分野」の中から出題する。 (40題、2時間)
	専門試験	栄養士 土合土木	試験職種ごとに、それぞれの専門的知識及び能力について、五択択一式による筆記試験を行う。なお、問題は下記「12出題分野」の中から出題する。 (40題、2時間)

第2次試験	論文試験	栄養士	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う。(1,200字以内、1時間30分) (内容：論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)
第2次試験	作文試験	一般事務 教育事務 警察 土合土木	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容：論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)
	面接試験	全職種	人物について、集団討論及び個別面接により試験を行う。(積極性・発想力・企画力等、協調性、堅実性、表現・態度等を評価)
	適性検査	全職種	公務員としての適性について、性格検査法による検査を行う。

6 配点の基準

試験職種	第1次試験		第2次試験			合計
	教養試験	専門試験	論文・作文試験	面接試験 集団討論 個別面接	適性検査	
栄養士 土合土木 一般事務 教育事務 警察事務	40	40	60 (適否)	150 (適否)	150 (適否)	290
	80	-	60 (適否)	150 (適否)	適否	210

注 表中「適否」とあるのは、合否基準があり、その基準を満たす必要があることを示す。

7 最終合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定する。ただし、教養試験又は専門試験の得点が次の基準点に達しない場合には、原則として不合格となる。
 「基準点 = 各職種の受験者の得点の平均点 × 80% (小数点以下切り捨て)」
 「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の3つの職種については、受験者の成績順、志望順で職種ごとに合格者を決定するので、成績及び志望状況によっては、第2志望又は第3志望の職種に合格することがある。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験で合格した職種ごとに実施する。

最終合格者は、論文・作文試験、面接試験及び適性検査の合否基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

配布場所 で入手する 場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域農林水産部（鯉ヶ沢庁舎）、青森県東京事務所、本県の各県外情報センター及び県内各警察署で入手できる。
郵送で請求 する場合	封筒の表に「中級（又は初級）試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県人事委員会事務局に請求すること。
ダウンロード する場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードができる。

(2) 受験申込方法及び受付期間
持参又は郵送により申し込む場合

受験申込 方法	直接持参 する場合	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、また、所定の方法により作成した受験票には、住所・氏名を明記の上、これらを青森県人事委員会事務局に提出すること。
	郵送する 場合	封筒の表に「中級（又は初級）試験申込」と朱書し、直接持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で青森県人事委員会事務局に郵送すること。
受付期間	8月12日（月）から9月6日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日には受け付けない。日曜日8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、9月6日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。	
受験票の 交付	受験票は、9月13日（金）に発送する。場合によっては、速やかに青森県人事委員会事務局まで連絡すること。	

インターネットにより申し込む場合

受験申込 方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請」・届出システムにアクセスし、所定の事項を入力すること。なお、具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
------------	---

受付期間	8月12日（月）午前8時30分から8月30日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請」・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
------	---

受験票等 の交付	9月13日（金）に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試験前日までにこれらを作成し、所定の方法により、「受験票」及び「写真票」を作成すること。
-------------	--

注、 いずれの場合も、申込受付期間終了後の試験職種、志望順位及び試験地の変更は認めない。

9 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、青森県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載される。

(2) 採用の方法

採用者は、青森県知事等各任命権者からの請求に応じて成績順に提示される名簿の中から決定される。

採用の時期は平成26年4月1日以降となる。

なお、「栄養士」の合格者で栄養士の免許を取得見込みの者は、平成26年3月31日までに栄養士の免許を取得できなければ採用されない。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間である。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けない。

第2次試験受験者のうち、開示を希望し、事前に返信用封筒を提出したものに結果を郵送する。

開示請求 できる者	開示内容	開示期間	開示場所
--------------	------	------	------

第1次試験 不合格者	第1次試験の試験種目別 得点、総合得点及び順位	第1次試験合格発表 表の日から1月間	青森県人事委員会 事務局
第2次試験 受験者	第1次試験の試験種目別 得点、総合得点及び順位、 第2次試験の試験種目別 得点並びに最終総合得点 及び最終順位	最終合格発表表の日 から1月間	

【受験者本人が請求する場合に必要な書類】
 受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）
 【受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類】
 受験者の本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類
 （法定代理人自身の運転免許証、旅券等）並びに受験者の法定代理人である
 ことを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

- 11 初任給その他の給与
 初任給は、中級試験合格者が156,000円程度（平成25年4月採用の短大新卒者の
 場合）、初級試験合格者が140,100円程度（平成25年4月採用の高校新卒者の場合）
 であり、6月及び12月に期末・勤続手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養
 手当、通勤手当、住居手当等が支給される。
- 12 試験の出題分野

種目	試験職種	出題分野
教養 試験	全職種	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的 推理、資料解釈等
	栄養士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健 康、栄養の指導、給食の運営等
専門 試験	総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理 学、土質力学）、土木構造設計、測量、農業に関する基礎（環 境工学、土木設計、農業土木、土木設計、測量、農業に関する基礎（環 境科学基礎、農業情報処理等）等

公安警察 局

平成25年度青森県警察官採用試験（警察官B）公告

平成25年度青森県警察官採用試験（警察官B）を次のとおり実施するので、人事委
 員会規則6 - 15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。
 なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官B（男性））第
 1次試験については、埼玉県警察本部、千葉県人事委員会、神奈川県人事委員会、静
 岡県警察本部及び警視庁と共同で行うものとする。

平成25年7月19日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 1 試験の種類及び程度
 (1) 種類
 警察官採用試験（警察官B）（以下「警察官B試験」という。）
 (2) 程度
 高等学校卒業程度
- 2 採用予定人員及び職務の内容
 (1) 採用予定人員

種 類	区 分	青 森 県	埼 玉 県	千 葉 県	神 奈 川 県	静 岡 県	警 視 庁	
		警察官B 試験	男性 38人程度	3人程度	2人程度	2人程度	2人程度	5人程度
		女性	5人程度					

（警察官B（男性）受験者は、上記都県の中から第2志望まで選択することができ
 る。ただし、青森県を第2志望とすることはできない。）
 (2) 職務の内容
 個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の
 逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

- 3 受験資格
 (1) 受験資格

試験区分	実施機関	受 験 資 格			
		年	齢	学	歴
					等

2	体力検査 〔右の基準 により行 う。〕	20mシャ トルラン	折返回数が24回以上	折返回数が14回以上
		立幅跳び	180cm以上	128cm以上
		上体起こ し	30秒間に15回以上	30秒間に9回以上
		握 力	左右平均41kg以上 男性（青森県の場合）	左右平均24kg以上 女 性
		身 長	おおむね160cm以上 であること。	おおむね150cm以上 であること。
		体 重	おおむね47kg以上で あること。	/
		胸 囲	おおむね78cm以上で あること。	
		視 力	両眼とも視力が0.6以上であること又は矯正 視力が1.0以上であること。	
		色 覚	職務の遂行に支障のないこと。	
		そ の 他	職務の遂行に支障のない身体的状態であるこ と。	

上記項目については、医療機関等において検査した身
体検査書の提出を求める（検査料は個人負担となる）。

- 注1 第1次試験の適性検査については、青森県以外を第1志望とした警察官B
(男性)受験者には実施しない。
- 2 第2次試験の種目、内容及び②の配点の基準等並びに④の最終合格者の決
定方法は青森県のものであり、志望する都県により異なる場合があるので、
詳しくはそれぞれの都県が問合せに応じる。
- (2) 配点の基準等

第1次試験	第2次試験				合計				
	面接試験 (集団)	面接試験 (個別)	適性検査 力検査	身体検査 計					
養 適 性 査 計	80	40	75 (適否)	100 (適否)	適否	40 (適否)	適否	255	335

注1 表中「適否」とあるのは、合否基準を設定し、その基準を満たす必要がある
ものである。

- 2 第2次試験で設定された合否基準のいずれかを満たさない場合には、作文試
験は採点されない。
- 3 体力検査の合否基準では、4種目のうち2種目以上が基準値を満たす必要が
ある。
- 4 身体検査の合否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により
「就業に支障がない」ことが必要である。また、更に各項目（身長・体重・胸
囲・視力・色覚）ごとの基準を満たす必要がある。（体重・胸囲は男性のみ）
- (3) 資格加
点
次の資格を有する場合は、第一次試験の得点に一定点を加点する。
- ・ 柔道（講道館認定）初段以上
 - ・ 剣道（全日本剣道連盟認定）初段以上
- (4) 最終合格者の決定方法
最終合格者は、試験の種目ごとに設定している合否基準を全て満たしている者
について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。
- 6 受験の手続

- (1) 試験案内（受験申込書）の入手方法
- | | |
|--------------|---|
| 配布場所
での入手 | 青森県警察本部警務課、県内各警察署、青森県人事委員会事務局、
局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域県民局地域連携部、
西北地域県民高地域部（鱒ヶ沢庁舎）、青森県東京事務
所及び本県の各県外情報センターで入手できる。 |
| 郵送での
請求 | 封筒の表に「警察官B試験案内請求」と朱書きし、120円切手
を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を回封の上、青森県
警察本部警務課に請求することにより入手できる。 |
| ダウンロード | 青森県警察のホームページからダウンロードができる。 |

- (2) 受験申込方法及び受付期間
ア 持参又は郵送により申し込みの場合

受験申込 方法	郵 送	
	直接持参	郵 送
	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真 を貼り、また、所定の方法により作成した受験票には、 住所・氏名を明記の上、これらを青森県警察本部警務 課又は最寄りの県内各警察署に提出する。	封筒の表に「警察官B試験申込」と朱書きし、直接 持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を 封入し、簡易書留で青森県警察本部警務課に郵送する。

受付期間	7月29日(月)から9月6日(金)まで(ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。) 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、9月6日(金)までの消印のあるものに限り返し受け付ける。
受験票の交付	受験票は、9月13日(金)に発送する。 9月18日(水)までに到着が確認されない場合は、青森県警察本部警務課が問合せに応じる。

注：申込受付期間終了後の試験区分や志望順位などの変更は認めない。

インターネットにより申し込みの場合

受験申込方法	青森県警察のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力する。 なお、具体的な手続方法については、青森県警察のホームページで確認できる。
受付期間	7月29日(月)午前8時30分から8月30日(金)午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等の交付	9月13日(金)に青森県警察のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、「第1次試験前日」までにこれらを確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成する。

注 申込受付期間終了後の試験区分や志望順位などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

- (1) この試験の最終合格者は、合格した都県の作成する採用候補者名簿に記載され、各警察本部長又は警視總監からの請求等に応じて同名簿の中から決定される。
- (2) 採用候補者名簿に記載されても、欠員等の状況から採用されない場合もある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間である。

8 初任給その他の給与

- (1) 青森県の場合(平成25年4月現在)

初任給	158,100円	手当関係	6月及び12月に期末勤労手当が支給されるほか、通勤手当、住居手当等が支給される。	被服	採用と同時に制服、制帽のほか、靴、防寒衣等が支給される。
短大卒	172,000円				

- (2) 青森県以外の都県の給与等については、それぞれの都県で問合せに応じる。

9 採用の時期

- (1) 採用の時期は、平成26年4月1日以降となる。
- (2) 採用後は巡査となり、初任教養を受けるため10か月間警察学校(全寮制)に入校する。
なお、警察学校を卒業後は交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置係、生活安全係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の開示

青森県の採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

口頭での開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類の提示により、青森県警察本部警務課が請求に応じる。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
青森県の第1次試験不合格者(青森県のみを志望した者)	第1次試験の得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1週間	青森県警察本部警務課
青森県の第1次試験不合格者(他都県を第2志望とした者)	第1次試験の得点及び順位	3月3日から1週間	
青森県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目、別得点並びに最終順位	最終合格発表の日から1週間	

【受験者本人が請求する場合に必要な書類(運転免許証、学生証、旅券等) 受験票又は本人であることを証明する書類(運輸免許証、学生証、旅券等) 受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類】
 【受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等) 並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)】

11 昇任

昇任は、公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれている。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭